平成２５年（フ）第４９９２号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目12番２号
破産者　株式会社ムーブツーリスト
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２号
長野市大字稲葉1388番地
破産者　株式会社熱商
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７１４号
大阪府東大阪市渋川町４丁目３番39号
破産者　澤田重量株式会社
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２６号
大阪府吹田市広芝町５番３号
破産者　株式会社ブリーゾインタラクティブ
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４１６号
大阪市西区京町堀１丁目４番９号
破産者　ジャイス株式会社
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８８号
大阪府守口市大日町２丁目１番７号
破産者　有限会社フォトショップスマイル
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７０５号
大阪市淀川区東三国３丁目10番３号
破産者　有限会社糸井デザイン事務所
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７号
大阪府羽曳野市壺井92番地
破産者　伸栄物産株式会社
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５５号
大阪府大阪狭山市今熊３丁目2177番地
破産者　有限会社大輝製作所
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６０号
大阪府富田林市南大伴町３丁目252―７
破産者　株式会社ＨＩＫＡＲＩコーポレーション
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
埼玉県熊谷市肥塚893番地１
破産者　株式会社熊谷きく岡
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２５９号
埼玉県熊谷市新堀1145番地１
破産者　株式会社オートファクトリーシブヤ
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４１７号
東京都小平市小川東町1821番地
破産者　関　　哲男
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７３８号
東京都武蔵野市関前５丁目８番２号榎本ハイツ１号棟101
破産者　中野　敏行
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３７２号
横浜市港北区新吉田町2910番地
破産者　有限会社フジモト産業
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４００号
横浜市緑区長津田３―29―５、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区池辺町2867番地
破産者　有限会社正久工業
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３４号
神戸市西区美賀多台８丁目２番地の17
破産者　有限会社安藤商店
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
岡山県高梁市備中町西山1759番地
破産者　森崎　幸夫
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６号
岡山市中区雄町217番地５
破産者　大津　信枝
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５７号
岡山市北区今２丁目３番27号
破産者　トーヨーウインドー株式会社
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２号
福岡県田川郡糸田町中塚1996番地
破産者　西日本鋼製型枠企業組合
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２６１号
宮崎市橘通東３丁目１番７号
破産者　株式会社宮下呉服店
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係